

令和2年度の弁理士試験総括（論文編）

2020年11月28日

令和2年度弁理士試験論文式筆記試験（必須科目） 模範答案

◆特許・実用新案法 問題I

1. 設問1（1）について

(1) 請求項1

新規性（29条1項1号）

- ・しかし新規性喪失の例外（30条2項）

(2) 請求項2

題意より進歩性違背なし

2. 設問1（2）について

Xに係るイ及びロは新規性違背の拒絶理由を有する（29条1項3号）

- ・イ及びロは乙が発明→甲の意に反する行為×（30条1項）

⇒論文bが拒絶理由の根拠（29条1項3号、49条2号）

3. 設問1（3）について

パリ条約優先権主張の効果は～（パリ条約4条B）

⇒Xに係るイは法39条1項によって拒絶（49条2号）

- ・甲のXにはいかなる権利も認められない⇒Y2公開等により法29条の2によって拒絶

4. 設問2（1）について

法29条の2とは～（29条の2、184条の13）

⇒BはA1により拒絶される（29条の2、184条の13、49条2号）

5. 設問2（2）について

(1) ①について

誤訳訂正書の提出（17条の2第2項）

∵甲はAに記載された発明aをzと誤訳

(2) ②について

- ・誤訳訂正書については新規事項追加の補正要件が課されていない（17条の2第3項、184条の12第2項）
- ・原文新規事項追加でもない（49条6号、184条の18）
- ・PCT28条(2)により、国際出願の開示範囲を超えてしてはならない旨規定

論文対策はこれだ！（10月15日ウェビナー資料より）

★本命

(1) 特許要件（29①②+30、29の2、39）

(2) PCT（第9章）+PCT本条

(3) 拒絶対応 実体補正（17の2、49i、53、123①i）

(4) 優先権

◆特許・実用新案法 問題Ⅱ

1. 設問（１）について

(1) 小問①

専用実施権を設定したときは特許権者の独占的な地位は失われる（68条ただし書）

(2) 小問②について

専用実施権の設定登録前に通常実施権発生（99条）

2. 設問（２）について

- ・特許権の消尽
- ・特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造→特許権の行使が許されると解

3. 設問（３）について

原則：戊の行為は特許権Pの侵害（101条1号）

例外：フィルターについては特許権の効力消尽する（知財高裁判決H26・5/16）

4. 設問（４）について

- ・主体的要件充足（134条の2第1項）、時期的要件充足（同）、一群の請求項ごと（同3項）

(1) 請求項1

- ・特許請求の範囲の減縮（134条の2第1項1号）
- ・新規事項追加充足（134条の2第9項で準用する126条5項）
- ・拡張又は変更充足（同6項）

(2) 請求項2

- ・独立項（134条の2第1項4号）
- ・新規事項追加○、拡張又は変更○
- ・独立特許要件○（準126条7項）

(3) 請求項3

目的要件充足せず（134条の2第1項各号）。（審判便覧38-03、2特許請求の範囲の減縮(3)ア）

⇒訂正請求認められない（134条の2第5項等）

★本命

- (1) 利用抵触
- (2) 通常実施権、専用実施権
- (3) 消尽（インクタンク）、BBS
- (4) 差止、損害賠償被告の対応 抗弁

★対抗

- (1) 無効審判 or 異議申立（123等）、訂正請求（134の2等）
- (2) 訂正審判（126）

◆意匠法

【問題Ⅰ】

- (1) 意匠登録を受ける権利の承継（準特33条1項）
- (2) 新規性欠如の拒絶理由（3条1項3号、17条1号）
 - ∴公開されているロとハは類似（3条1項3号）
 - ・類否判断は～
- (3) ロに基づいて容易にニの創作→法3条2項の拒絶理由
- (4) 先後願の拒絶理由（9条1項、同2項、17条1号）
- (5) ニがロの一部と類似→法3条の2の拒絶理由（17条1号）
 - ∴「自転車」は「かご付き自転車」の構成の一部
- (6) 関連意匠を利用（10条4項）
 - ∴法9条1項又は2項の除外（10条7項）
 - ∴出願人同一→法3条の2の適用除外（3条の2ただし書）
 - ・時期的要件（10条5項）

【問題Ⅱ】

1. 非類似→意匠権侵害を否認
 - ・意匠権の侵害とは～（23条、24条）
 - ・意匠の類否判断は～
2. 先使用による通常実施権（29条）
 - ・イとロが類似→善意の要件○（29条）
3. 権利行使の制限（準特104条の3）
 - ・イとロが類似→出願前にイが公知（3条1項1号）
 - ・類似する場合（3条1項3号）
 - ⇒無効審判により無効にされるべきもの→権利行使の制限○（準特104条の3）
4. 訴訟手続の中止の申立（準特168条2項）
5. 意匠権の効力が及ばない旨の主張（準特69条2項2号）

★本命

- (1) 事例 関連（10、21、22、26の2、27）
- (5) 3条の2

★対抗

- (1) 登録可能性 3条①②と新規性喪失の例外規定を問う
- (3) 論述 類否判断、意匠の実施の理解を問う
- (4) 審判 46条（拒絶査定不服審判）、48条（無効）

◆商標法

【問題Ⅰ】

1. 発生要件

- (1) 出願（13条の2第1項）
- (2) 所定の警告（同）：突然の金銭的請求という不意打ちを与えないため
- (3) 警告後設定登録前に使用要（13条の2第1項）
- (4) 業務上の損失要（13条の2第1項）

2. 効力及び行使時期

- (1) 使用により生じた業務上の損失に相当する額（13条の2第1項）
- (2) 設定登録後行使（13条の2第2項）
- (3) 商標権の行使を妨げない（13条の2第3項）

3. 消滅

- (1) 出願が放棄等（13条の2第4項）：解除条件付権利
- (2) 設定登録から3年間で時効消滅（民法、13条の2第5項）

【問題Ⅱ】

1. 設問（1）について

- ・法4条1項3号（46条1項1号）
- ・甲の登録商標は乙の略称であるF I Fと類似する（同）

2. 設問（2）について

原則：3条1項各号

例外：パリ条約6条の3(1)(b)

3. 設問（3）について

(1) 当事者適格

- ① 乙は請求人適格○（46条2項）
- ② 甲は被請求人適格○（46条1項）

(2) 請求理由

商標登録後に法4条1項3号に該当→法46条1項6号

(3) 時期的要件

- 存続期間は満了していない○
- ・除斥の適用なし（47条1項）

(4) 手続的要件

特許管理人である代理人（準用する特許法第8条）

4. 設問（4）について

法4条1項3号イは～

- ・防護標章登録→本件商標は著名（64条1項）

⇒法4条1項3号イを答弁すべき

★大穴

- (1) 金銭的請求権

令和 2 年度の弁理士試験総括（短答編）

2020年11月28日

	総合得点	特・実	意匠	商標	条約	著・不
全 平 均 点	36.2	11.4	6.4	5.9	6.0	6.5
合 格 者 平 均 点	43.3	13.9	7.7	7.1	7.3	7.4
不 合 格 者 平 均 点	30.5	9.5	5.4	5.0	5.0	5.7
30 ポ イ ン ト 以 上 差 が つ い た 問 題	15問	5問	3問	3問	3問	1問

問題番号	正解率	合格者正解率	不合格者正解率	30ポイント以上差が ついていた問題
特 ・ 実 1	40.2%	59.3%	25.0%	◎
特 ・ 実 2	76.2%	87.0%	67.6%	
特 ・ 実 3	42.6%	55.6%	32.4%	
特 ・ 実 4	69.7%	79.6%	61.8%	
特 ・ 実 5	37.7%	38.9%	36.8%	
特 ・ 実 6	78.7%	98.1%	63.2%	◎
特 ・ 実 7	72.1%	81.5%	64.7%	
特 ・ 実 8	50.8%	53.7%	48.5%	
特 ・ 実 9	45.1%	61.1%	32.4%	
特 ・ 実 10	55.7%	75.9%	39.7%	◎
特 ・ 実 11	68.0%	87.0%	52.9%	◎
特 ・ 実 12	32.0%	35.2%	29.4%	
特 ・ 実 13	57.4%	70.4%	47.1%	
特 ・ 実 14	46.7%	61.1%	35.3%	
特 ・ 実 15	62.3%	79.6%	48.5%	◎
特 ・ 実 16	81.1%	96.3%	69.1%	
特 ・ 実 17	78.7%	94.4%	66.2%	
特 ・ 実 18	49.6%	63.0%	38.8%	
特 ・ 実 19	60.7%	70.4%	52.9%	
特 ・ 実 20	35.2%	37.0%	33.8%	
意 匠 1	84.4%	100.0%	72.1%	
意 匠 2	89.3%	100.0%	80.9%	
意 匠 3	88.4%	96.3%	82.1%	
意 匠 4	50.8%	61.1%	42.6%	
意 匠 5	45.1%	66.7%	27.9%	◎
意 匠 6	60.7%	70.4%	52.9%	
意 匠 7	61.5%	79.6%	47.1%	◎
意 匠 8	58.2%	66.7%	51.5%	
意 匠 9	66.4%	83.3%	52.9%	◎
意 匠 10	38.5%	46.3%	32.4%	

商	標	1	86.9%	92.6%	82.4%
商	標	2	55.7%	59.3%	52.9%
商	標	3	18.9%	16.7%	20.6%
商	標	4	55.7%	63.0%	50.0%
商	標	5	71.3%	92.6%	54.4%
商	標	6	87.7%	98.1%	79.4%
商	標	7	50.8%	63.0%	41.2%
商	標	8	62.3%	77.8%	50.0%
商	標	9	36.1%	55.6%	20.6%
商	標	10	64.8%	90.7%	44.1%
条	約	1	88.5%	92.6%	85.3%
条	約	2	33.6%	51.9%	19.1%
条	約	3	45.1%	51.9%	39.7%
条	約	4	40.2%	51.9%	30.9%
条	約	5	54.1%	77.8%	35.3%
条	約	6	50.0%	66.7%	36.8%
条	約	7	64.8%	83.3%	50.0%
条	約	8	83.6%	96.3%	73.5%
条	約	9	63.9%	72.2%	57.4%
条	約	10	75.4%	83.3%	69.1%
著	・ 不	1	56.6%	70.4%	45.6%
著	・ 不	2	55.7%	59.3%	52.9%
著	・ 不	3	46.7%	53.7%	41.2%
著	・ 不	4	75.4%	81.5%	70.6%
著	・ 不	5	63.1%	75.9%	52.9%
著	・ 不	6	73.8%	81.5%	67.6%
著	・ 不	7	73.8%	87.0%	63.2%
著	・ 不	8	59.0%	79.6%	42.6%
著	・ 不	9	64.8%	68.5%	61.8%
著	・ 不	10	77.0%	83.3%	72.1%

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◎